

雇用保険の手続の際には必ずマイナンバーの届出が必要です

平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出等（下の①～⑨）にマイナンバーの記載・添付がない場合、ハローワークはその届出等を返戻することになり、マイナンバーを記載・添付して再提出することになりますのでご注意ください。

1. 雇用保険の届出に必ずマイナンバーを記載してください

(1) マイナンバーの記載が必要な届出等（個人番号記載欄がある届出等）

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請（初回）
- ④ 育児休業給付支給申請（初回）
- ⑤ 介護休業給付金支給申請書

(2) 個人番号登録・変更届の添付が必要な届出等（個人番号記載欄がない届出等）

- ⑥ 雇用保険被保険者転勤届
- ⑦ 雇用継続交流採用終了届
- ⑧ 高年齢雇用継続給付支給申請（2回目以降）
- ⑨ 育児休業給付支給申請（2回目以降）

2. 既にハローワークにマイナンバーを届け出ている場合について

- ・ 個人番号記載欄がある届出等（上記①～⑤）については、届出等の都度、マイナンバーの記載が必要ですが、当該届出等に係る従業員について、既にその他の届出等の際にマイナンバーを届け出ている場合には、各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載し、マイナンバーの記載を省略することが可能です。

なお、「マイナンバー届出済」の記載がなされている場合であっても、実際には届出がなされていない場合、ハローワークは届出等を返戻することになりますのでご注意ください。

- ・ 個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）については「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合にはハローワークは届出等を返戻いたしますので、個人番号登録・変更届を添付してください。

3. 個人番号登録・変更届により別途の登録を行う場合について

- ・ 個人番号記載欄がある届出等（上記①～⑤）については、届出等の都度、マイナンバーの記載が必要ですが、これが難しい場合は、当該届出等とあわせ、または事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合も各届出等の欄外等に「マイナンバー届出済」と記載してください。
- ・ 個人番号記載欄がない届出等（上記⑥～⑨）についても、届出等の機会を待たず、事前に個人番号登録・変更届によりマイナンバーの登録を行うことが可能です。この場合、届出等に「マイナンバー届出済」の記載は不要ですが、届出等に係る者のマイナンバーが未届の場合にはハローワークは届出等を返戻するので、個人番号登録・変更届を添付して提出する必要があります。
- ・ 新規に被保険者資格を取得する者については被保険者番号が振り出されていないため、資格取得届の提出に先立って個人番号登録・変更届による届出を行うことができません。このような場合等、個人番号登録・変更届の提出が各種届出後になる事情がある場合の手続きは、ハローワークでご確認ください。